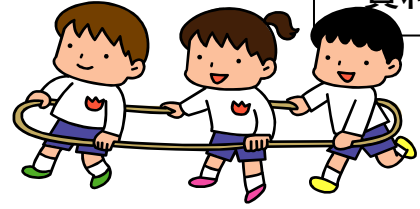


安曇野市家庭児童相談室



家庭児童相談室では主に下記の相談内容をおつかいます。

- ①虐待又は保護が必要な児童（危険性のある児童を含む）として支援が必要であり、児童相談所への通告・連携が必要なケース。
- ②児童虐待防止の観点において児童や家庭に不安定な要素が多く、今後とも支援の対象となる家庭であり、児童の健全な成長のために各関係機関の連携が必要なケース。

一旦お聞きした相談の内容により、学校、子ども発達支援相談室、障がい福祉担当などと連携をとり、引き継ぎを行うこともあります。

児童全般の相談をお受けすることにより、継続的支援を行うことができます。

安曇野市家庭児童相談室 本庁1階

電話 0263-71-2265 (直通) FAX 0263-72-2065

○相談室窓口担当（三郷・堀金・明科）

たかはし 高橋
ゆみえ 弓枝

○相談室窓口担当（豊科・穂高）

すえなが 末永
じゅんいち 純一

○三郷・堀金・明科地域担当相談員

ふくだ 福田
きくこ 紀久子

○三郷・堀金・明科地域担当相談員

おき 隠岐
かなこ 嘉奈子

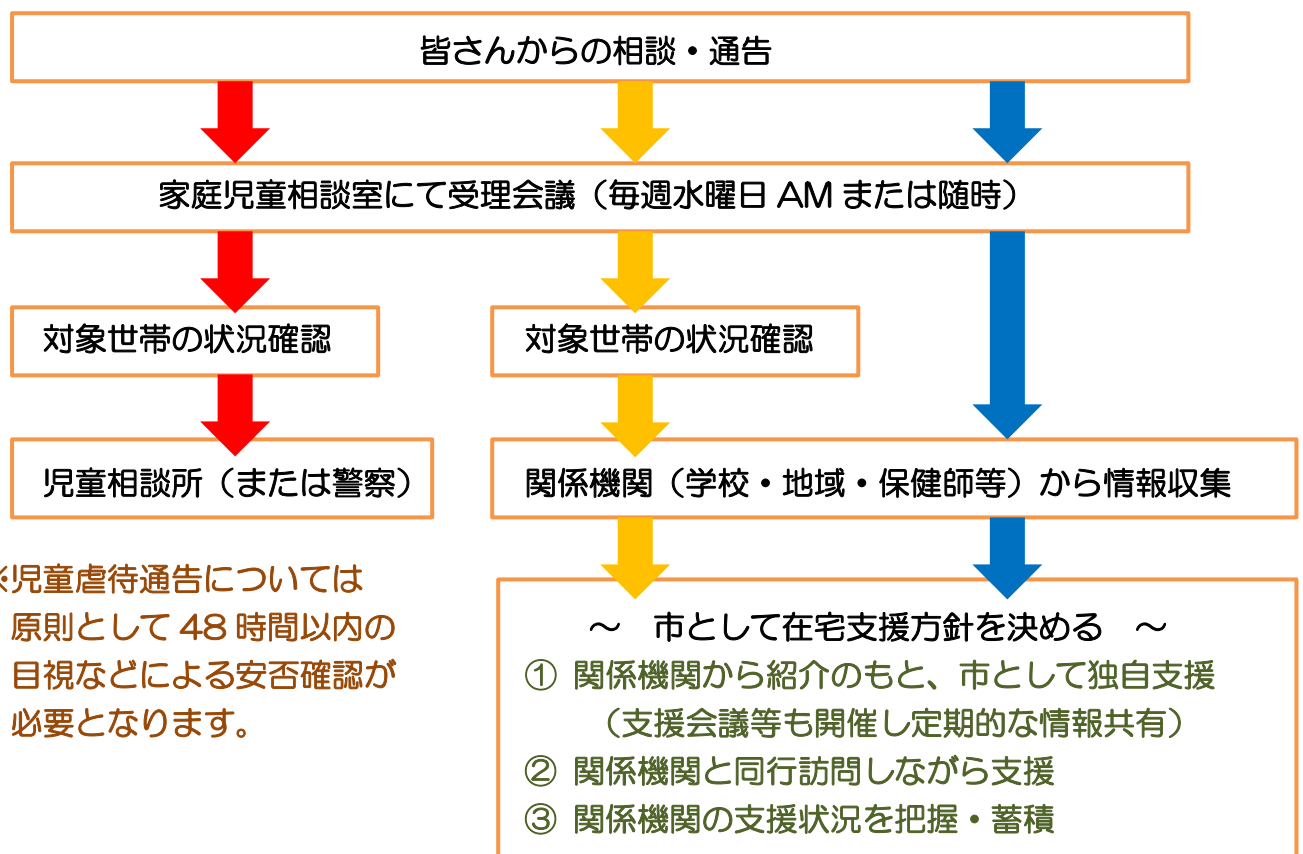
○豊科・穂高地域担当相談員

やまもと 山本
ゆりえ 友里絵

○児童係長

まるやま 丸山
しんいち 真一

1. 相談後の対応はこのようなおこないます



※児童虐待通告については原則として48時間以内の目視などによる安否確認が必要となります。

2. 市（相談室）の業務内容

- (1) 直接的支援 → 家庭児童相談員による定期的な支援
- 保護者・・・・・・・・・・家庭訪問での面談
行政の情報提供や各種手続きのお手伝い
 - こども・・・・・・・・・・学校や家庭訪問での面談
行動観察（必要に応じ）
 - 支援関係者・・・・・・・・対象児童の会議への出席
対象世帯の児童虐待防止に向けた総合的アドバイス
- (2) 間接的支援 → 対象児童の支援経過の情報蓄積
- ① 対象児童のケースファイルを作成し、記録の保管・整理を行う。
 - ② 経過観察が必要な期間は、定期的な現状把握の会議（進行管理3月に1回）を行なう。またその際は事前に学校での児童の様子も情報収集し、記載する。

3. 早期発見のためのチェックリスト

◆◆◆家庭・地域で【保育園・幼稚園・学校等】◆◆◆

① 子どもの状況

- 子どもや親の説明と一致しないような不自然な外傷（特に首や顔面の打撲、火傷など）が見られる。
- 季節にそぐわない服装をしていたり、衣服がいつも汚れている。
特に、きょうだいとの差がみられる。
- 親がいると顔をうかがう反面、親がいなくなると全く親に関心を示さなくなる。
- 連絡もなく登園（校）してこない。訪問すると、親が不在だったり、まだ寝ていたり、食事も与えられていなかったりすることがある。
- おやつや給食をむさぼるように食べる。おかわりを何度も要求する。
- 何かと理由をつけて、家に帰りたがらない。
- 表情が乏しく、元気がない。意欲が乏しく、集中できない。
- 過度に緊張し、視線が合わせられない。
- 接触を避けようとし、警戒心が強い。
- 用がなくても先生の傍に居たり、先生を独占しようとする。
- 集団から離れ、孤立していることが多い。
- 攻撃的で威圧的な行動が目立つ。（友人に対する乱暴や動物に対するいじめ等）
- 身長や体重の伸びが悪い。

② 養育者の態度・特徴

- 生活や気持ちにゆとりがない。
- 子どもとの関わりが乏しい。
- 子どもとの適度な心理的距離がとれない。（密着しすぎるか、全くの放任か）
- 子どもに能力以上のことを無理やり押しつけようとする。
- 自分の思いどおりにならないと、体罰を加える。
- 子どもの外傷等を問われた時、不自然な説明をする。

